

解説

情報科を担当する教員の採用・配置・研修について

国立教育政策研究所教育課程研究センター教育課程調査官
(併任) 文部科学省生涯学習政策局情報教育課情報教育振興室教科調査官
初等中等教育局児童生徒課産業教育振興室教科調査官 鹿野 利春

1. 共通教科情報科の科目の変遷

情報科の科目は、「情報A」、「情報B」、「情報C」の3科目で始まり、現在は、「情報の科学」、「社会と情報」のいずれかから選択する形になっている。次期学習指導要領では、これを「情報Ⅰ(仮称)」という共通必修科目とする方向で検討を進めている。この科目は、「情報の科学」と同様にプログラミングを必須とする予定である。また、「情報Ⅰ(仮称)」の履修を前提とした発展的選択科目である「情報Ⅱ(仮称)」も設置することを検討している。

平成15年度～	平成25年度～	次期学習指導要領
情報A		情報Ⅱ(仮称)
情報B	情報の科学	↑
情報C	社会と情報	情報Ⅰ(仮称)

2. 「情報Ⅰ(仮称)」と「情報Ⅱ(仮称)」

「情報Ⅰ(仮称)」は、「問題の発見・解決に向けて、事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報技術を適切かつ効果的に活用する力を育む」科目として、以下の内容を検討しており、問題の発見や結果の評価には統計的手法も用いることを検討している。

情報Ⅰ(仮称)

- (1) 情報社会の問題解決
- (2) コミュニケーションと情報デザイン
- (3) コンピュータとプログラミング
- (4) 情報通信ネットワークとデータの活用

「情報Ⅱ(仮称)」は、『情報Ⅰ(仮称)』において培った基礎の上に、問題の発見・解決に向けて、情報システムや多様なデータを適切かつ効果

的に活用し、あるいは情報コンテンツを創造する力を育む」科目として以下の内容を検討している。

情報Ⅱ(仮称)

- (1) 情報社会の進展と情報技術
- (2) コミュニケーションと情報コンテンツ
- (3) 情報とデータサイエンス
- (4) 情報システムとプログラミング

また、「情報Ⅱ(仮称)」では、「情報Ⅰ(仮称)」及び「情報Ⅱ(仮称)」における学習を総合し、深化させ、問題の発見・解決に取り組み、新たな価値を創造することを目指した課題研究を行うことも検討している。

これらの科目の授業を行うには、教員に情報科に関わる高い資質・能力が必要になる。

3. 最初の情報科教員

高等学校の情報科の授業は専門教科も含めて平成15年度から開始された。新たな教科の設置は戦後初のことであり、指導に必要な教員を確保することが必要となった。

文部科学省は9,000人の教員が必要であると推計し、既に数学や理科等の教員免許を持つ現職教員に対して平成12年度からの3年間で現職教員等講習会や教員資格認定試験が実施された。

4. 情報科担当教員の現状

平成15年度までに免許を取得した教員は幅広い年齢層に渡っていたと考えられる。現在では、図1に示したように、その何割かが定年を迎えたり、管理職になったりして、免許所持者が不足している可能性がある。

年齢	平成15年度	平成28年度
80		
70		
60		
50		
40	免許取得者	免許取得者
30		
20		

図1 情報科免許取得者の年齢推移

また、人事配置によっては情報科を担当したいけれどもできない教員や、情報科の免許を持っている教員を確保することができない学校が存在すると考えられる。

文部科学省において、高等学校及び中等教育学校後期課程で情報科を担当する教員の免許保有状況を調査したところ、免許外教科担任が全体の約3割となっている等の結果を得た。

・平成27年5月1日現在の調査	
情報科の免許を所持している	
情報科専任	1,170人 (20.4%)
他教科と兼任	2,982人 (52.0%)
免許外教科担任	1,580人 (27.6%)
この調査には、国・私立の学校、通信制課程の学校及び特別支援学校は対象外とした。	

もし、新規に情報の教員を採用していなければ、免許取得者の年齢が図1のように推移するので、これは当然の結果といえる。また、そのような自治体では、ある年齢以下の情報科の教員が全く存在せず、毎年高齢化が進み、免許外教科担任が増えていくことになる。

5. 広がる自治体間格差

自治体によっては、情報科の教員採用を毎年行い、既に数十から百名を超える情報科の免許を取得した教員が勤務しているところもある。また、そのような自治体は、情報科の教員研修も積極的に行い、教員の資質・能力の向上に努めている。

一方、情報科が始まって以来、情報科教員の採用試験を一度も実施していない自治体もあり、その差は広がるばかりである。

この差を縮めるには、免許保有者の採用や配置、現職教員の同免許状取得の促進など、計画的な免許状保有率向上の取り組みを進めるとともに、情報科担当教員の研修を充実させ、専門性の向上を行う必要がある。

6. 文部科学省の対応

文部科学省は、生涯学習局情報教育課長と初等中等教育局教職員課長の連名で平成28年3月3日に「高等学校情報科担当教員への高等学校教諭免許状『情報』保有者の配置の促進について（依頼）」と題した通知を出した。宛先は、都道府県と政令指定都市の教育委員会の人事主管課長と情報教育主管課長である。

この通知には、4で述べた免許保有状況の調査結果、平成27年8月26日に出された中央教育審議会教育課程部会教育課程企画特別会議「論点整理」のURL、「情報科目の今後の在り方について（検討素案）」を添付しており、現行の状況とともに、次期学習指導要領の方向性、情報科の検討内容も示して、採用、配置、研修を通じた免許状「情報」保有率の向上について取り組みを進めるよう述べている。

通知の内容は具体的であり、大学等との連携による取り組みまで踏み込んだものである。内容は以下の四角囲みの通りである。

1. 採用、配置、研修（免許法認定講習等）を通じた免許状「情報」保有率向上に努めていただきたいこと。

その際、免許状「情報」の認定課程を有する大学等と連携しながら取組を進めるよう努めていただきたいこと。

たとえば、単に免許法認定講習の実施を大学に依頼するのではなく、免許法認定講習を毎年40名、5年間継続して受けさせるなどの具体的な免許取得者の養成計画を大学と連携して進めるなどの取り組みが考えられる。このようにすると大学側も計画的に準備を行うことができ、講習の質の向上も期待できる。

2. 高等学校等の教員の採用や配置に当たっては、免許状「情報」を有する者が各高等学校等に適切に配置されるよう努めていただきたいこと。

これは採用だけでなく人事配置についても、免許状を持った情報科教員が各学校に必要な数だけ配置されるようにしてほしいということである。「情報」を他教科に入れ替えて考えてみれば、全く当然のことをいっていることがわかってもらえると思う。

3. 近隣の大学と連携するなどの工夫により、免許法認定講習を積極的に開講し、高等学校等の現職教員の免許状「情報」の取得促進に努めていただきたいこと。

これは、情報科の免許を所持していない教員に免許法認定講習を受けて免許を取ってほしいということである。情報科教員の新規採用を行うとともに、現職教員の免許状「情報」の取得促進を進めることで免許外教科担任の割合を減らすことができる。

4 (前半). 免許外教科担任は、「ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるとき」に一年以内に限り許可することができるものであり、当該趣旨に鑑み、安易な許可は行わないようにしていただきたいこと。

臨時免許状についても、「普通免許状を有するものを採用することができない場合に限り」授与することができる免許状であり、臨時免許状の趣旨に鑑み、安易な授与は行わないようにしていただきたいこと。

これは、必要な情報科教員について、新規に採用したり、現職教員の免許取得を促進したりすることで確保し、免許外教科担任や、臨時免許の授与を安易に行わないでほしいということである。

4 (後半). また、現在、臨時免許状の授与を受けている者が、特別免許状の授与要件を満たす場合には、積極的に特別免許状を授与していただきたいこと。

特別免許状は昭和63年に創設されたもので、授与手続きとして都道府県教育委員会等が行う教育職員検定の合格を必要としており、授与要件とし

て「担当する教科の専門的な知識経験又は技能」が必要である。特別免許状の授与を受けるということは、情報科の教員に必要な資質・能力があることを示すことになる。

5. 高等学校等において情報科を担当している教員について、各種研修の受講機会の拡大等により、その専門性の向上に努めていただきたいこと。

教育センター等で情報科関連の研修講座を開講したり、教科の研究会や学会、企業等主催の研修会の開催を促したりすることが考えられる。また、各学校等で情報科の教員に対して、そのような研修に参加することが保障される必要がある。

7. 自治体の対応

今後は、各自治体において、次期学習指導要領の検討状況、大学入学希望者学力評価テスト（仮称）等における情報科の扱いなどを考慮しながら、必要な数の情報科担当教員を確保するための対策を講じていくことになる。先を見越した計画的な動きが必要であるが、一度も情報科教員の採用試験を実施したことがない場合は、その問題を作成する体制をつくることから始めなければならないので早急な対応が必要である。

8. 最後に

情報科を担当する教員は、各学校で1名あるいは少数であり、他の教員の授業を見たり、情報交換をしたりする機会が少ないので、積極的に外部の研修等に参加して情報を得た方が良い。

その際、自分の住んでいる自治体に情報教育研究会があれば、事務局を通じて日常的に情報を得ることが可能である。活発な活動を行っている情報教育研究会では総会や研究会に加えて、授業見学会、企業と連携した研修会なども開かれており、地域の情報科担当教員の資質・能力の向上に大きく貢献している。計画的な情報科教員の採用、配置、研修を行うとともに、教科の研究会を作り、これを活性化することも大切なことである。

(次ページに通知の本文を示す)

27生情教第13号
平成28年3月3日

各都道府県教育委員会人事主管課長
各都道府県教育委員会情報教育主管課長 殿
高等学校を置く各指定都市教育委員会人事主管課長
高等学校を置く各指定都市教育委員会情報教育主管課長

文部科学省生涯学習政策局情報教育課長

磯 寿 生

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局教職員課長

茂 里 毅

(印影印刷)

高等学校情報科担当教員への高等学校教諭免許状「情報」保有者の
配置の促進について（依頼）

高等学校の各学科に共通する教科（以下「共通教科」という。）情報科については、社会の急速な情報化の進展や技術革新を踏まえ、一層の充実が求められているところであり、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会教育課程企画特別部会「論点整理」（平成27年8月26日）では、次期学習指導要領において「情報と情報技術を問題の発見と解決に活用するための科学的な考え方等を育成する共通必修修科目」の設置を検討すること、また、当該共通必修修科目を前提とした発展的な内容を扱う選択科目についても検討することなどが提言されています（参考 URL 及び別紙参考資料を参照。）。

そうした中で、文部科学省において、高等学校及び中等教育学校後期課程（以下「高等学校等」という。）共通教科情報科を担当する教員の免許状保有状況を調査したところ、下記Ⅰのとおり、免許外教科担任が全体の約3割となっている等の結果でありました。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、情報教育の重要性に鑑み、下記Ⅱの事項に留意し、高等学校教諭免許状「情報」保有者の採用や計画的配置、現職教員の同免許状取得の促進など、計画的な免許状保有率向上の取組を進め、共通教科情報科担当教員の専門性向上に引き続き努められますようお願いいたします。